

令和4年度第2回 福知山市空家等対策協議会

令和5年2月 福知山市地域振興部まちづくり推進課

○市内の特定空家等及び特定空家候補物件の位置図



- 今回協議対象
- 既認定家屋

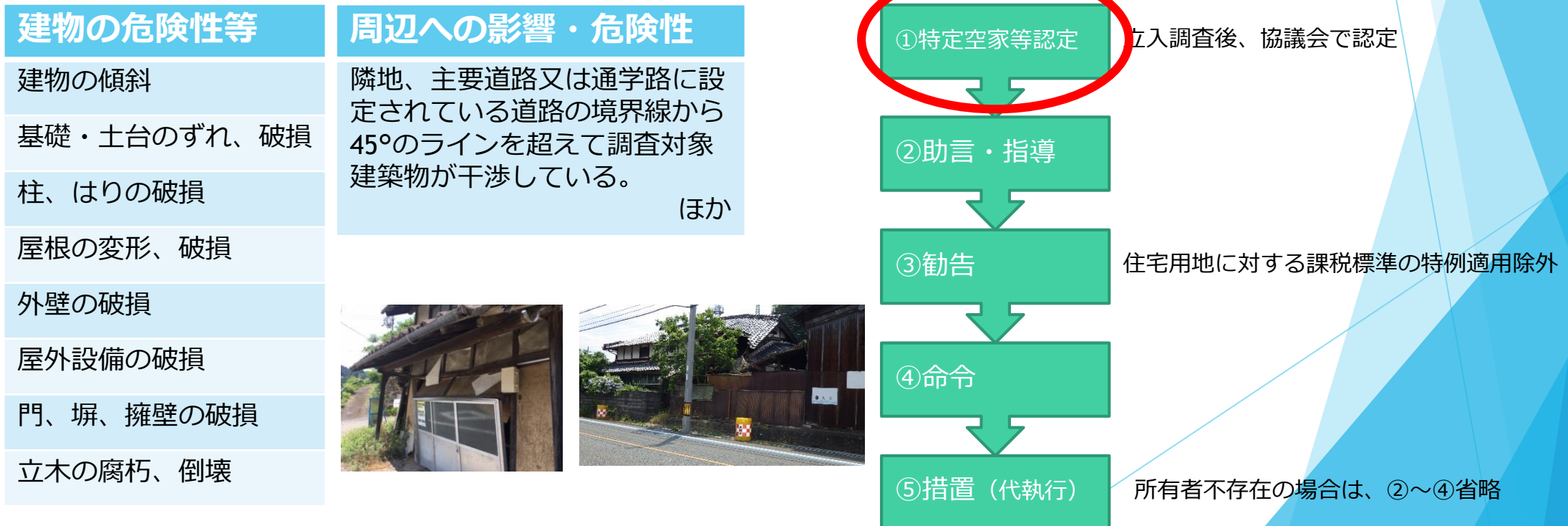
協議事項

1. 特定空家等の認定について (池部地内)

(1) 特定空家等

特定空家等は、空家等のうち、空家法第2条第2項において示すとおり、以下の状態にあると認められる空家等と定義されている。

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



(2) 池部地内の空家等について

○空家等の現状について

- ・空家等の状況及び対応の経過【別添資料1：空家等の状況（池部）】

○立入調査について

- ・立入調査の様子【動画】
- ・立入調査の結果【別添資料2：特定空家等判断基準チェック表（池部）】
【別添資料3：特定空家等判定写真（池部）】

協議事項

2. 特定空家等の認定について (野花地内)

(1) 野花地内の空家等について

○空家等の現状について

- ・空家等の状況及び対応の経過【別添資料4：空家等の状況（野花）】

○立入調査について

- ・立入調査の様子【動画】
- ・立入調査の結果【別添資料5：特定空家等判断基準チェック表（野花）】
【別添資料6：特定空家等判定写真（野花）】

報告

1. 特定空家等の現状について（西垣地内）

別添資料 7

2. 特定空家等の現状について（二俣二地内）

別添資料 8

報告

3. 第2回空家等実態調査について

(1) 第1回空家等実態調査について

○調査期間
平成29年3月～平成31年4月

○調査方法

第1次調査 本市の依頼に応じて自治会で調査を実施。

第2次調査 第1次調査の結果を基に、市職員による外観調査、聞き取り調査を実施。

所有者情報調査 第2次調査で把握した空家等について、所有者情報の調査を実施。

所有者意向調査 第2次調査で把握した空家等のうち、所有者情報が判明した所有者に対し、意向調査アンケートを送付。

○調査結果

第1次調査 1,306件(自治会からの報告件数)

第2次調査 1,197件(外観調査等で把握した空家等数)

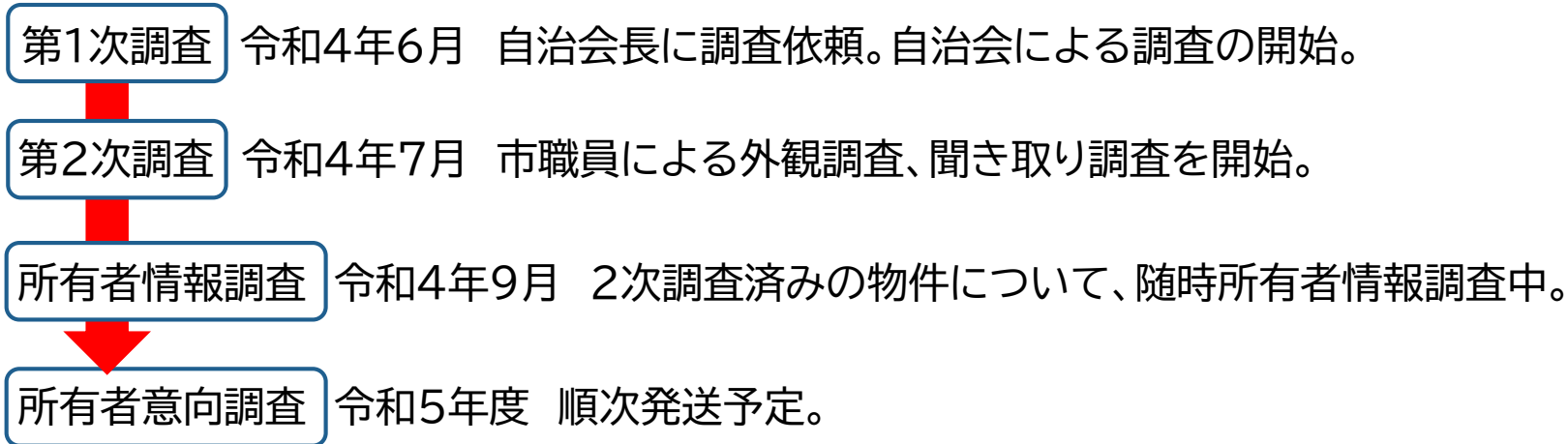
所有者情報調査 1,033件(所有者が判明した空家等数)

所有者意向調査 451件(意向調査アンケートの回答数 回答率43.6%)

調査の経過	
H29.3	第1回空家等実態調査 開始 ・第1次調査(自治会長への聞き取り)開始 ・第2次調査(現地確認)開始
H30.9	所有者の意向調査 開始
H31.4	第1次及び第2次空家実態調査完了

(1) 第2回空家等実態調査について

○調査の経過



○調査の経過報告(令和5年1月末時点)

第1次調査

	自治会	件数
空き家あり	226(244)	1,412(1,306)
空き家なし	46(78)	—
未提出	50	—
調査対象外	4(4)	—
合計	326	1,412(1,306)

第2次調査

	自治会	件数
現地調査済	146/226 (64.6%)	815/1,412 (57.7%)

※()内の数値は第一回空家等実態調査結果

報告

4. 令和4年度第1回空き家無料相談会について

(1) 空き家無料相談会について

1 開催日時

令和5年2月26日(日)13:00~16:00(予定)

2 開催場所

福知山総合福祉会館21号室(2階)
(〒620-0035福知山市字内記10番地の18)

3 募集定員

6名(1組45分間)

空き家無料相談会 開 催

福知山市内に空き家を所有し、空き家の管理について悩んでいる人を対象に、空き家の管理、修繕、解体等について無料の相談会を開催します。相談会では、弁護士会、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、建築士会の専門の相談員が、悩み解決に向けた方向性について話し合います。

このようなことに悩みがある人



・相続人がいない空き家をどうすれば…
・空き家の維持管理ができない…
・空き家を処分したい… など

日 時 : 令和5年2月26日(日) 午後1時 ~ 午後4時(予定)

場 所 : 福知山総合福祉会館 21号室(2階) 住所: 福知山市字内記10番地の18

定 員 : 6組(1組45分間) ※申込人数が多数の場合は、抽選になります。

申込方法 : ①別紙の申込書に必要事項を記載のうえ、まちづくり推進課窓口に直接又は郵送にて提出してください。



②京都府・市町村共同電子申請システムからお申し込みください。

◀詳しくはこちらから(福知山市ホームページ)

申込期間 : 令和4年12月26日(月)から令和5年1月31日(火)まで

準 備 物 : 相談に必要な資料として家・土地の登記簿、固定資産税関係書類(固定資産税・都市計画税納税通知書、課税明細書)、家の平面図、設計図等の準備をお願いします。

相談員は、提示された資料の範囲内で相談に応じます。

お問い合わせ先

福知山市役所 まちづくり推進課 住所: 福知山市字内記13番地の1

Tel: 0773-24-7225 Mail: machi@city.fukuchiyama.lg.jp